秘密保持契約書

「大家材料科技(上海)有限公司」及び「大塚化学管理(上海)有限公司」(併せて以下「甲」という。) 艾杰旭化工科技(上海)有限公司闵行分公司(以下「乙」という。) は、甲が提供する製品を用いて、乙による製造製品を検討する(以下「本検討」という。) にあたり、当事者の間で開示される秘密情報を保護するため、法律上の義務を負う意図をもって、次のとおり合意する(以下「本契約」という。)。

- 1. 甲、乙は、相互に秘密情報の開示及び受領を行う。
- 2. 秘密情報を開示し、又は受領する当事者の代表者は次のとおりとする。

甲: 贺炅皓

乙: 艾杰旭化工科技(上海)有限公司闵行分公司

- 本契約の対象となる秘密情報(以下「本秘密情報」という。) とは、以下の情報をいう。
 - ・ 甲が乙に提供する情報

大塚化学製の有機化合物および無機塩、大塚材料科技(上海)有限公司製品の有機化合物および無機塩の構造式、化学特性、配合物性、試験方法(とその課題に関する技術情報とビジネス情報、サンプル及び受領当事者により受領されたこれらのサンプルについての受領当事者による解析データ

・乙が甲に提供する情報

配合、サンプル作製条件等、

また、本契約に基づき形成される当事者関係は秘密とし、本契約の条件に従い本秘密情報として取り扱われるものとする。

- 本契約に基づく受領当事者の義務は、次のいずれかに該当する 本秘密情報にのみ適用されるものとする。
 - a) 開示当事者により文書、図面、その他の書類、写真、サンプル、磁気テープ・フラッシュメモリ等の電磁的又は光学的記録媒体等の有形の媒体にて開示されたもので、開示時に秘密である旨を記されているもの。
 - b) 開示当事者により口頭、視覚的その他の方法にて開示され、 開示時に秘密である旨示された情報で、その後文書にとりま とめ、秘密である旨を記して開示後1ヶ月以内に受領当事者 に送付されるもの。
 - c) 秘密である旨示された添付文書と共に、受領当事者に対して 引き渡される有形の材料の形態で開示されるもの。
- 5. 本契約は、次のいずれかに該当することを受領当事者が書面に より立証できる本秘密情報に関しては、受領当事者に対して義 務を課すものではない。
 - a) 開示当事者からの受領前に受領当事者が保有していたもの。
 - b) 公知・公用であるか、又は受領当事者の責によらず公知・公 用となったもの。
 - c) 受領当事者が第三者から正当に受領し、当該第三者から秘密 保持義務を負わされていないもの。
 - d) 本契約に基づいて受領した本秘密情報に関係なく、受領当事者が独自に開発したもの。
- 6. 受領当事者は、開示当事者の事前の書面による承諾なしに、本秘密情報を第三者に開示、漏洩、貸与、提供若しくは譲渡し、又は使用させてはならない。また、第13条に定めた期間、本秘密情報を本検討以外の目的(特許出願を含む)に使用しない。また受領当事者は、自己の有する秘密情報と同程度(但し、合理的な程度を下回らない)の注意を払って、開示された本秘密情報を保護する。
- 7. 第6条にかかわらず甲は、本契約において自己が負担する義務

発効日: 2021/[0/2]

と同等の義務を遵守せしめることを条件に、関連会社である大 塚化学株式会社に対し、本秘密情報を開示することができる。

第6条にかかわらす乙は、本契約において自己が負担する義務と同等の義務を遵守せしめることを条件に、関連会社であるAGC株式会社に対し、本秘密情報を開示することができる。

- 8. 受領当事者は、開示当事者の事前の書面による承諾のある場合 を除き、本契約に規定する秘密保持及び使用制限義務に違反し た場合には、相当因果関係の範囲内で損害賠償の責めを負う。
- 9. 本秘密情報を構成する有形の材料(例えば、サンプル)の受領 当事者は、開示当事者の書面による同意なしに、自ら又は第三 者をして当該材料の配合及び構造を分析又はリバースエンジ ニアリングをしないことに同意する.
- 10. 受領当事者は、自己の役員、代理人(弁護士、会計士その他の専門家を含む)又は従業員(社員のみならず、派遣社員、アルバイト等、短時間労働者を含む。)であって、本検討のための業務に従事し、本検討のために必要な範囲の者にのみ、本秘密情報を開示するものとし、これらの者に対して、退職後も含め、自己の責任で本契約の各条項の規定と同等の義務を課すものとする
- 11. 受領当事者は、本検討が完了、中止若しくは中断したとき、又は本契約が終了若しくは解約されたときを含め、開示当事者からの要求により、開示当事者から受領した本秘密情報(有形の製品又は材料を含む)を、開示当事者の指示に従い、現存する範囲で、すべて返還、又はその選択により破棄することに同意する。
- 12. 乙は、本検討の遂行の過程で、若しくは本秘密情報に基づき、 又はこれを使用して得られたデータ、結果、発明、考案、ノウ ハウ、その他の創作等の一切の成果(以下、「本発明等」とい う。)及び本発明等に基づく改良発明に係る特許等の知的財産 について、甲の事前の書面許諾なく、特許等の知的財産 権のを受けるための出願をしてはならない。なお、乙は 本発明等及び当該改良発明を創作した場合には、直ちに 書面にて甲に連絡しなければならない。
- 13. 本契約の有効期間は、本契約発効日から2年とする。但し、いずれかの当事者が申し出を行い、両当事者協議のうえ、書面で合意した場合、必要に応じてこの期間を延長又は早期に終了することができるが、かかる早期終了は本契約に基づき開示された本秘密情報に関する本契約に基づく義務を何ら変更するものではない。また、第6条乃至第9条、第12条、第13条及び第15条乃至17条の規定は、本契約満了後5年間有効に存続するものとする。
- 14, 本契約においては、いずれの当事者も、本契約で明文をもって 許諾された以外の権利を他の当事者に対し付与するものでは ないこと、及び本契約で明文をもって許諾された以外の権利を 付与されたものと本契約を解釈してはならないことを相互に 確認する。
- 15. 本契約に定めのない事項及び本契約の条項の解釈に疑義の生 じた事項については、当事者間で誠意をもって協議し、円満な 解決をはかるものとする。
- 16. 本契約は、中国法を準拠法とし、本契約に関する一切の

紛争については、中国国際経済貿易仲裁委員会の調停及び/又は仲裁にて解決を図るものとする。仲裁判断は、終局的であり、いずれの当事者に対しても、拘束力を有する。

17. 本契約書は本契約当事者の正当な権限を有する代表者により3 通作成され、各当事者押印のうえ各1通を保有する。

(以下余白)

中華人民共和国上海市

徐汇区桂平路 471号 10号楼一层 A、B座

甲 大家材料科技(上海)有限公司

总经理

賀 炅皓

上海市自由贸易试验区华中路。198号、幢楼二层

B-25室

大家化学管理(上海)有限公司

总经理

远藤庆典

中華人民共和国人技工发

上海市闵行区中春路 1288 号 16 号楼

艾杰旭化工科技 (上海) 有限公司闵行分公司

总经理

Z

本多诚





